

緊急事態宣言解除に伴う緩和について

急啓

ご入居者様・ご家族様には3月19日からゴールドエイジの段階的な自粛要請にご理解・ご協力いただき、感染者を1名も出すことなく運営を続けさせていただいております。緊急事態宣言解除を受け、対象地域の皆様にお願いしてまいりました要請の一部を2020年6月15日（月）より下記の通り解除させていただきます。

引き続き、ご不便をおかけする部分があるかとは思いますが、ご理解ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

草々

記

●ご家族様の面会に関するお願い

不要不急の場合を除き、下記の条件で面会を再開させていただきます。

1. 都道府県をまたいだ移動を伴う場合、各自治体の自粛要請に従ってください。
2. ご家族・関係者に濃厚接触者、感染疑者がいない方に限ります。
3. マスクを着けて来館してください。
4. 玄関にて検温と手指アルコール消毒をお願いします。（発熱の方の入館はお断りします。）
5. 面会は入居者様の居室だけでお願いします。（面会中は入口を閉め、窓を開けて換気してください。）
6. 面会時間は15分程度で、ご家族様2名まででお願いします。

※感染リスクが減ったわけではありません。「不要不急」、三つの密「密閉」「密集」「密接」を避けて面会してください。

●ターミナル（看取り）期の面会について

主治医、訪問診療等の医師により、ターミナル期の判断があった場合、面会に関する予防措置をとっていただき、特別に**人数制限をなくす**という緩和をさせていただきます。さらに、**フェイスシールドをお渡しするので入館される方には装着をお願いいたします。**エントランスでの検温時に発熱や諸症状が見受けられる方に関しては入館をお断りする場合があります。

以上